

第2章 汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令（法第16条）

2.1 汚染土壌の搬出の届出（法第16条及び規則第61条、第62条）

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する場合には、要措置区域等外へ搬出しようとする者が、汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、搬出届出書及び添付資料（書類及び図面）を都道府県知事に届け出なければならない。

ここで、「搬出」とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいう（施行通知記の第5の1(2)①）。

また、「要措置区域等外へ搬出しようとする者」とは、その搬出する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる（施行通知記の第5の1(2)①）。ただし、受注者がその搬出に関する計画の内容を決定する責任を有している場合には受注者が該当すると考えられる。

なお、非常災害のために必要な応急措置（2.3参照）や、試験研究のために搬出を行う場合（3.10参照）は、届出の対象外となっている。

この届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとなる（法第66条第1号）。

さらに、都道府県知事は、届出を受けた日から14日以内に限り、下記に示す事項について命令することができる（法第16条第4項）。

この命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなる（法第65条第1号）。

- ① 運搬の方法が運搬に関する基準に違反している場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること（法第16条第4項第1号）
- ② 法第18条第1項の規定に違反して搬出する汚染土壌の処理を法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しない場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること（法第16条第4項第2号）

2.1.1 汚染土壌の区域外搬出届出書（規則第 61 条第 1 項）

搬出届出書に必要事項を記載し、汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに都道府県知事に届け出る必要がある。

(1)の前提条件の下における、記載の例を(2)に示す。

(1) 前提条件

要措置区域：〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇

届 出 者：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル 23F

環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎

搬出土量：トリクロロエチレン=1,000 m³、鉛=500 m³（TOTAL 1,500 m³）（複合汚染無し）

汚染濃度：表 2.1.1-1 を参照

運搬経路：表 2.1.1-2 を参照

搬出計画：50 m³/日×30 日=1,500 m³（搬出工期：30 日×1.5=45 日）

05 月 10 日 搬出着手日

06 月 24 日 搬出完了日

07 月 24 日 運搬完了日（搬出完了日から 30 日以内：規則第 65 条第 12 号）

09 月 22 日 処理完了日（運搬完了日から 60 日以内：処理業省令第 5 条第 9 号）

表 2.1.1-1 搬出汚染土壌の汚染濃度

特定有害物質		トリクロロエチレン	鉛
汚染濃度	溶出量 (mg/L)	0.031~0.4	0.011~0.03
	含有量 (mg/kg)	—	160
搬出土量 (m ³)		1,000	500
備考		第二溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合

表 2.1.1-2 運搬経路

特定有害物質	トリクロロエチレン	鉛
運搬	(株)土壌運搬(自動車)	(株)土壌運搬(自動車)
積替・保管	東京埠頭(株)(積替)	なし
運搬	日本海運(株)(船舶)	なし
積替・保管	青森埠頭倉庫(株)(保管)	なし
運搬	東北運送(株)(自動車)	なし
汚染土壌 処理施設	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))	土壌洗浄(株) 川崎事業所 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))

(2) 搬出届出書の記載例

汚染土壌の区域外搬出届出書	
平成 23 年 04 月 10 日	
東京都知事 〇〇 〇〇 殿	届出者 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23F 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 印
<p>土壌汚染対策法第 16 条第 1 項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。</p>	
要措置区域等の所在地	〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	トリクロロエチレン（土壌溶出量基準及び第二溶出量基準不適合 0.031～0.4 mg/L）、 鉛（土壌含有量基準不適合 160 mg/kg、土壌溶出量基準不適合 0.011～0.03 mg/L）
汚染土壌の体積	1,500 m ³ （トリクロロエチレン：1,000 m ³ 、鉛：500 m ³ ）
汚染土壌の運搬の方法	トリクロロエチレン：陸運（自動車）→海運（船舶）→陸運（自動車） 鉛：陸運（自動車） ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」P△の運搬フロー図を参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	(株)土壌運搬
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	トリクロロエチレン：浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 鉛：土壌洗浄(株) 川崎事業所
汚染土壌を処理する施設の所在地	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 0000-00 土壌洗浄(株) 川崎事業所 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0
汚染土壌の搬出の着手予定日	平成 23 年 05 月 10 日
汚染土壌の搬出完了予定日	平成 23 年 06 月 24 日
汚染土壌の運搬完了予定日	平成 23 年 07 月 24 日
汚染土壌の処理完了予定日	平成 23 年 09 月 22 日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	(株)土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3F TEL：03-0000-0000 日本海運(株) 〒107-0000 東京都港区赤坂〇-〇-〇 TEL：03-0000-0000 東北運送(株) 〒990-0000 山形県山形市×〇町 0000-0 TEL：023-000-0000 ※ 詳細は添付書類「運搬計画書」のP□を参照
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	東京埠頭(株) 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL：03-0000-0000 積替施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	青森埠頭倉庫(株) 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 TEL：017-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。
備考	<p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。</p> <p>2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。</p>

図 2.1.1-1 搬出届出書の記載例

(3) 記載内容の説明

汚染土壌の区域外搬出届出書に記載すべき記載内容及び注意事項について下記に示す。

1) 届出者（規則第 62 条第 1 号）

搬出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載する。

2) 要措置区域等の所在地（規則第 62 条第 2 号）

要措置区域等の所在地を記載する。

3) 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第 16 条第 1 項第 1 号）

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。

4) 汚染土壌の体積（法第 16 条第 1 項第 2 号）

搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。

なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。

5) 汚染土壌の運搬の方法（法第 16 条第 1 項第 3 号）

搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）を記載する。

汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下のア．～ウ．に示す項目を記載した運搬計画書を作成し、添付する。

ア. 運搬フロー図

要措置区域等から汚染土壌処理施設までの汚染土壌の流れをフロー図で示す。再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、2次運搬を含めたフローを記載する。また、運搬受託者のみならず、運搬請負者についても記載する。運搬フロー図の記載例を図 2.1.1-2 に示す。

なお、1.5.3 に示したように、搬出に当たって搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合（図 1.5.3-1）にも、その土地を積替施設として記載する必要がある。

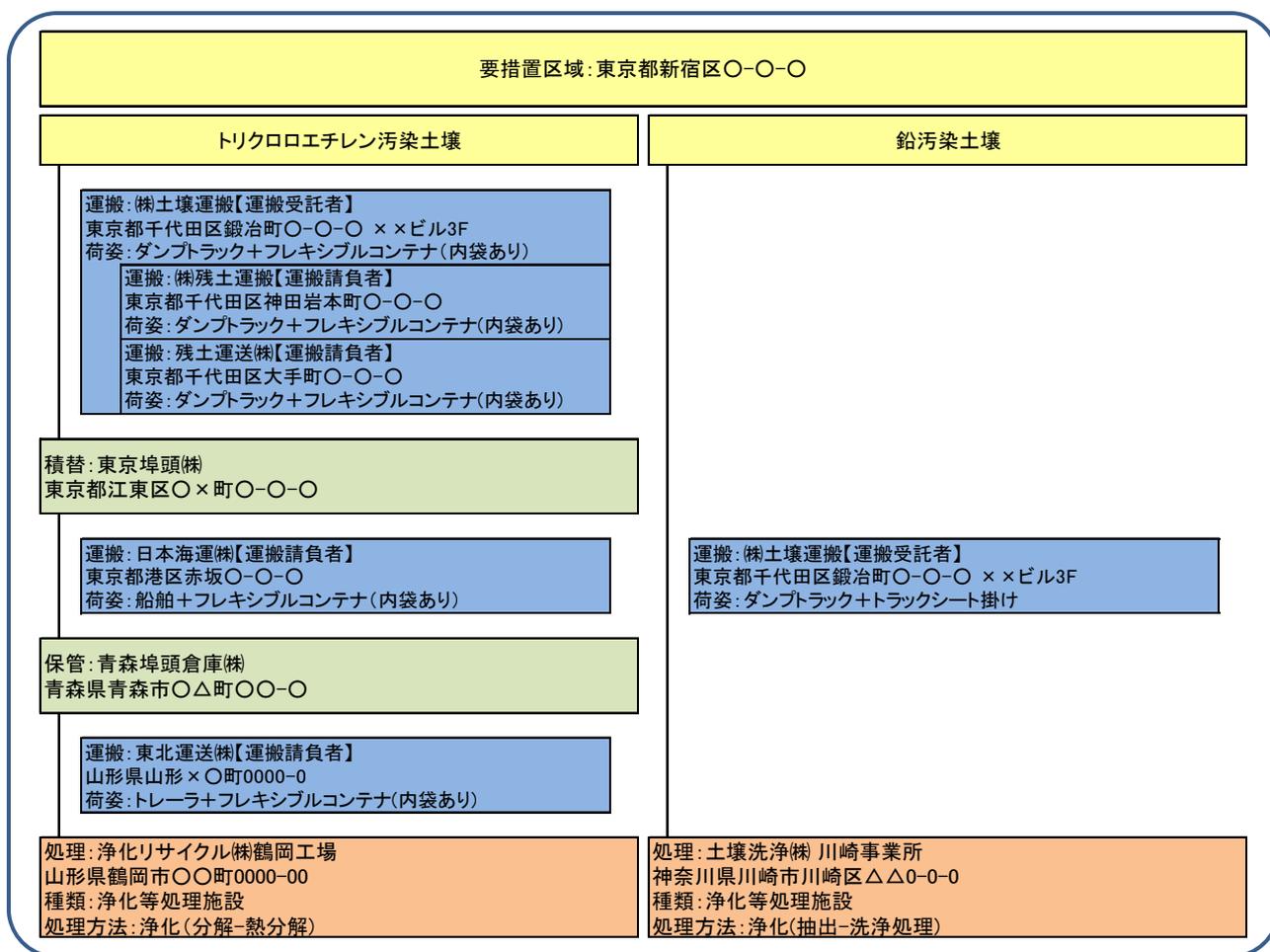


図 2.1.1-2 運搬フロー図の記載例

イ. 積替施設の図面及び写真

積替施設の構造図及び写真を添付する。なお、複数の積替施設を経由する場合には各々添付する。

ウ. 緊急連絡体制表

規則第 65 条第 2 号には、「特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、及び地下へ浸透し並びに悪臭が発散したときは、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。」と規定されている。

運搬中に飛散等が発生した場合、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられる必要があることから、緊急時連絡体制表を整備し、添付する。

また、汚染土壌の積込み、荷卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することが重要である。

そこで、下記に示す作業員への教育及び指示方法等を示した資料を添付する。

- ① 事故等の対応について
- ② 作業員の暴露及び運搬中の汚染拡散防止について

6) 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称（法第 16 条第 1 項第 4 号）

運搬受託者及び運搬請負者の氏名又は名称を記載する。

7) 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称（法第 16 条第 1 項第 4 号）

汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。

8) 汚染土壌を処理する施設の所在地（法第 16 条第 1 項第 5 号）

7) で記載した汚染土壌処理施設の所在地を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出される場合には各々記載する。

9) 汚染土壌の搬出の着手予定日（法第 16 条第 1 項第 6 号）

汚染土壌の搬出に着手する予定日を記載する。搬出届出書は着手予定日の 14 日前までに都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。

10) 汚染土壌の搬出完了予定日（規則第 62 条第 3 号）

汚染土壌の搬出が完了する予定日を記載する。

11) 汚染土壌の運搬完了予定日（規則第 62 条第 3 号）

汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。規則第 65 条第 12 号には「汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、10) で記載した搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。

12) 汚染土壌の処理完了予定日（規則第 62 条第 3 号）

汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。処理業省令第 5 条第 9 号には、「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から 60 日以内終了すること。」と規定されている。よって、11) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

13) 自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第 62 条第 4 号）

自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。ここでは、概略を記載すれば良いが、別添として、搬出汚染土壌を運搬する自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。

なお運搬に際しては、使用する可能性がある自動車等について全てを記載しておく方法も考えられる。

この場合、一覧表に記載されている自動車等を実際には運搬に使用しない場合にあっては、搬出変更届出書の提出は不要である。

この一覧表については、表 2.1.1-3 に示す書類で対応すればよい。

表 2.1.1-3 自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表

自動車等の 使用者の名称等	連絡先	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	汚染土壌の種類	飛散等を防止する構造
(株)土壤運搬	03-0000-0000	フルトレーラー	品川 ○ 111 00-01	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	フルトレーラー	品川 ○ 111 00-02	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	フルトレーラー	品川 ○ 111 00-03	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
(株)残土運搬	03-1111-1111	フルトレーラー	品川 ○ 111 11-11	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
残土運送(株)	03-2222-2222	フルトレーラー	品川 ○ 222 22-01	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
残土運送(株)	03-2222-2222	フルトレーラー	品川 ○ 222 22-02	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
残土運送(株)	03-2222-2222	フルトレーラー	品川 ○ 222 22-03	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
残土運送(株)	03-2222-2222	フルトレーラー	品川 ○ 222 22-04	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
残土運送(株)	03-2222-2222	フルトレーラー	品川 ○ 222 22-05	トリクロロエチレン	フレキシブルコンテナ(内袋あり:ポリエチレン製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	品川 ○ 111 00-04	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	品川 ○ 111 00-05	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	品川 ○ 111 00-06	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	品川 ○ 111 00-07	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)
(株)土壤運搬	03-0000-0000	ダンプ	品川 ○ 111 00-08	鉛	直積み+トラックシート(ポリエステル製)

14) 積替施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 62 条第 5 号）

運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

なお、搬出に当たって当該搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合（図 1.5.3-1 参照）は、この行為を積替えのための一時保管とみなすこととされているため、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第 5 の 1(2)①）。

15) 保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 62 条第 6 号）

積替えのために汚染土壌を一時的に保管する場合は、保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

2.1.2 搬出届出書の添付書類（規則第 61 条第 2 項）

搬出届出書に添付すべき書類及び図面並びにこれらに係る注意事項について下記に示す。

(1) 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面（規則第 61 条第 2 項第 1 号）

搬出汚染土壌の場所が分かる要措置区域等の図面を添付する。図面により、①要措置区域等内において搬出を伴う部分とその深度、②特定有害物質ごとの汚染濃度が分かる平面図及び断面図などを添付する。

図 2.1.2-1 に要措置区域等の平面図の例を示す。

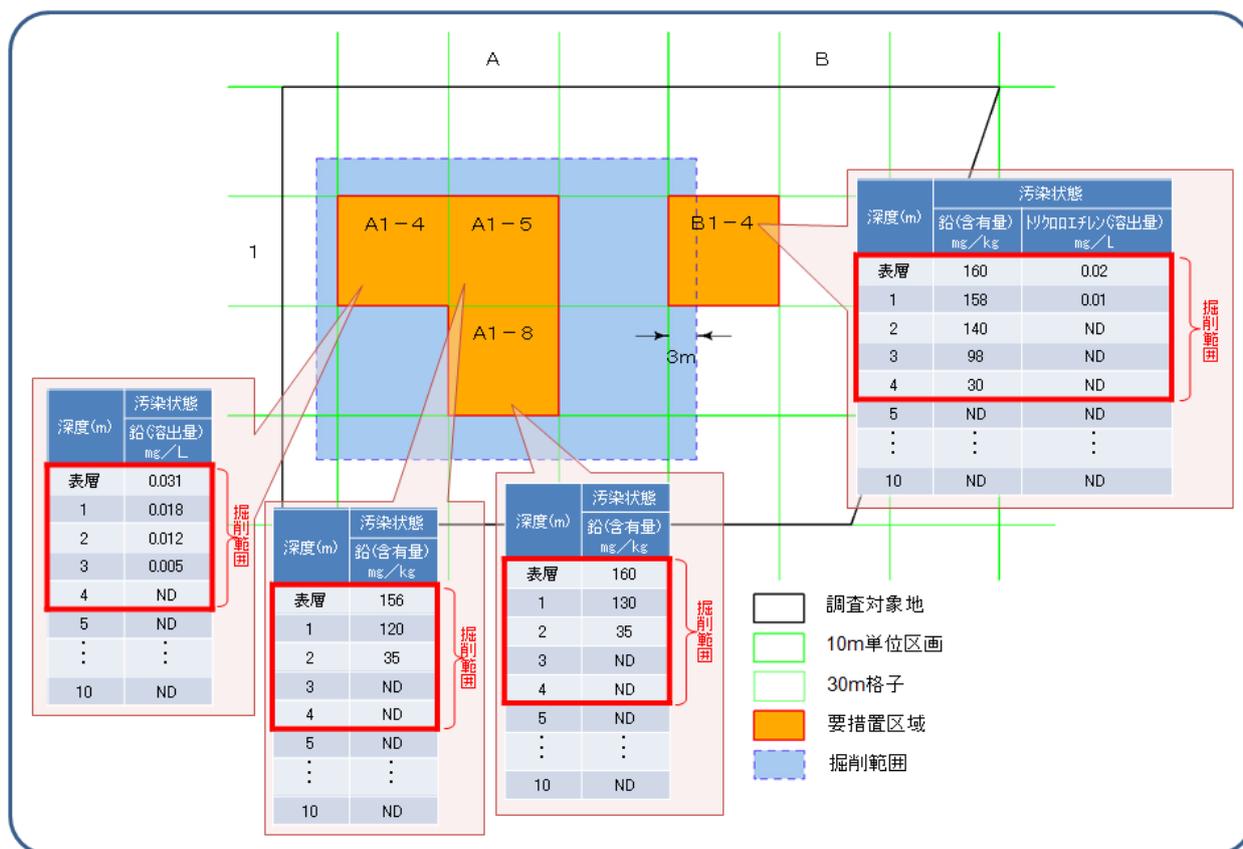


図 2.1.2-1 要措置区域等の平面図の例

(2) 第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合の調査の結果に関する事項（規則第 61 条第 2 項第 2 号）

土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壤の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を添付する（規則第 61 条第 2 項第 2 号）。

ここで、「土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項」とは、土壤汚染状況調査の結果、第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされた要措置区域等において、措置のためのボーリング調査や法第 16 条第 1 項括弧書の認定のための調査（認定調査）等により搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合における、その調査の結果及び計量証明事業者の名称等のことである。なお、この場合の第二溶出量基準に適合することが明らかとなった汚染土壤を埋立処理施設において受け入れることは可能である（施行通知記の第 5 の 1 (2)①）。

(3) 使用予定の管理票の写し（規則第 61 条第 2 項第 3 号）

使用予定の管理票のうち、下記に示す必要事項が記載されたものの写しを添付する。2.1.1(1)に示した前提条件のうち、トリクロロエチレンの汚染濃度が 0.4 mg/L のものを運搬する際の管理票の記載例を図 2.1.2-2 に示す。

- ① 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 処理受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ④ 法人にあっては、管理票の交付担当者の氏名
- ⑤ 汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- ⑥ 汚染土壤の荷姿
- ⑦ 要措置区域等の所在地
- ⑧ 積替え又は保管場所
- ⑨ 汚染土壤処理施設の名称及び所在地

管理票 (A票)				整理番号																																																																																																				
様式第19号 (第六十七条第二項関係) ① 氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 〇×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		② 氏名又は名称 株式会社土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区鍛冶町 〇-〇-〇 × ×ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		③ 氏名又は名称 浄化リサイクル株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 〇〇〇〇-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	④ 交付担当者 交付担当者氏名 土木 一郎 交付年月日 平成 22年 5月 11日 交付番号 第01-0001																																																																																																			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入) ⑤ <table border="1"> <tr> <th>汚染物質</th> <th>第一抽出基準超過</th> <th>第二抽出基準超過</th> <th>汚染物質</th> <th>第一抽出基準超過</th> <th>第二抽出基準超過</th> <th>汚染物質</th> <th>第一抽出基準超過</th> <th>第二抽出基準超過</th> <th>含有量基準超過</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td></td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td></td> <td>v (0.4mg/L)</td> <td><input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チウラム</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> PCB</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機りん化合物</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				汚染物質	第一抽出基準超過	第二抽出基準超過	汚染物質	第一抽出基準超過	第二抽出基準超過	汚染物質	第一抽出基準超過	第二抽出基準超過	含有量基準超過	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素			<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン		v (0.4mg/L)	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物				<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン			<input type="checkbox"/> ベンゼン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物				<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> シアン化合物				<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物				<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン			<input type="checkbox"/> チウラム			<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物				<input type="checkbox"/> ジクロロメタン			<input type="checkbox"/> PCB			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物				<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物				<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン						<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物				<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン						<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物				⑥ 汚染土壌の性状 フレキシブルコンテナ (内袋あり) 6 m ³ 汚染土壌の重量 t・kg
汚染物質	第一抽出基準超過	第二抽出基準超過	汚染物質	第一抽出基準超過	第二抽出基準超過	汚染物質	第一抽出基準超過	第二抽出基準超過	含有量基準超過																																																																																															
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素			<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン		v (0.4mg/L)	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン			<input type="checkbox"/> ベンゼン			<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> シマジン			<input type="checkbox"/> シアン化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン			<input type="checkbox"/> チオベンカルブ			<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン			<input type="checkbox"/> チウラム			<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン			<input type="checkbox"/> PCB			<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン			<input type="checkbox"/> 有機りん化合物			<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン						<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物																																																																																																		
<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン						<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物																																																																																																		
⑦ 要措置区域等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇〇-〇 △▲工業 新事業所		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名 自動車等の番号 担当者氏名 ↓ 年 月 日		運搬区画 ↓ 年 月 日																																																																																																				
⑧ 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 〒100-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭㈱ TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		自動車等の番号 担当者氏名 ↓ 年 月 日		運搬区画 ↓ 年 月 日																																																																																																				
<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫㈱ TEL 017-000-0000 FAX 017-000-0000		自動車等の番号 担当者氏名 ↓ 年 月 日		運搬区画 ↓ 年 月 日																																																																																																				
⑨ 汚染土壌処理施設の名称及び所在地 名称 浄化リサイクル㈱ 鶴岡工場 所在地 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 許可番号 第 0581000003 号		引渡しを受けた者の氏名 処理担当者氏名 処理方法 処理終了年月日 年 月 日																																																																																																						
引渡した者の氏名 年 月 日		引渡を受けた者の氏名 年 月 日 備考																																																																																																						

図 2.1.2-2 搬出届出書に添付する管理票の記載例

(4) 自動車等の構造を記した書類 (規則第 61 条第 2 項第 4 号)

汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を 2.1.1(3)5ア. に示した段階ごとに添付する。

自動車等の構造については、運搬の過程において汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであること。

3.3 に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられ、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できることが必要である。

例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状 (ダンプ、コンテナ専用車など)」、「自動車登録番号又は車両番号」を記載するとともに、飛散を防止する構造 (防じんカバーの使用及びその材質など) について、使用する自動車について一覧表 (表 2.1.1-3 参照) にして添付することによりよい。

また、運搬容器 (内袋付きフレキシブルコンテナ、ドラム缶など) で対応する場合においては、各段階において、その仕様 (内袋の有無、素材、容量等) を記載するとともに、必要に応じて写真等を添付することが望ましい。

なお、運搬容器等の基準については、3.3 を参照のこと。

(5) 保管施設の構造を記した書類（規則第 61 条第 2 項第 5 号）

運搬の過程において保管を行う場合には、保管施設の配置図、構造図及び主要な設備の写真を添付する。なお、複数の保管施設を経由する場合には各々添付する。

また、汚染土壌の荷重が壁面等にかかる構造である場合には、荷重に対して構造耐力上十分に安全であることを示す構造計算書等を添付する。

配置図の例を図 2.1.2-3 に示す。

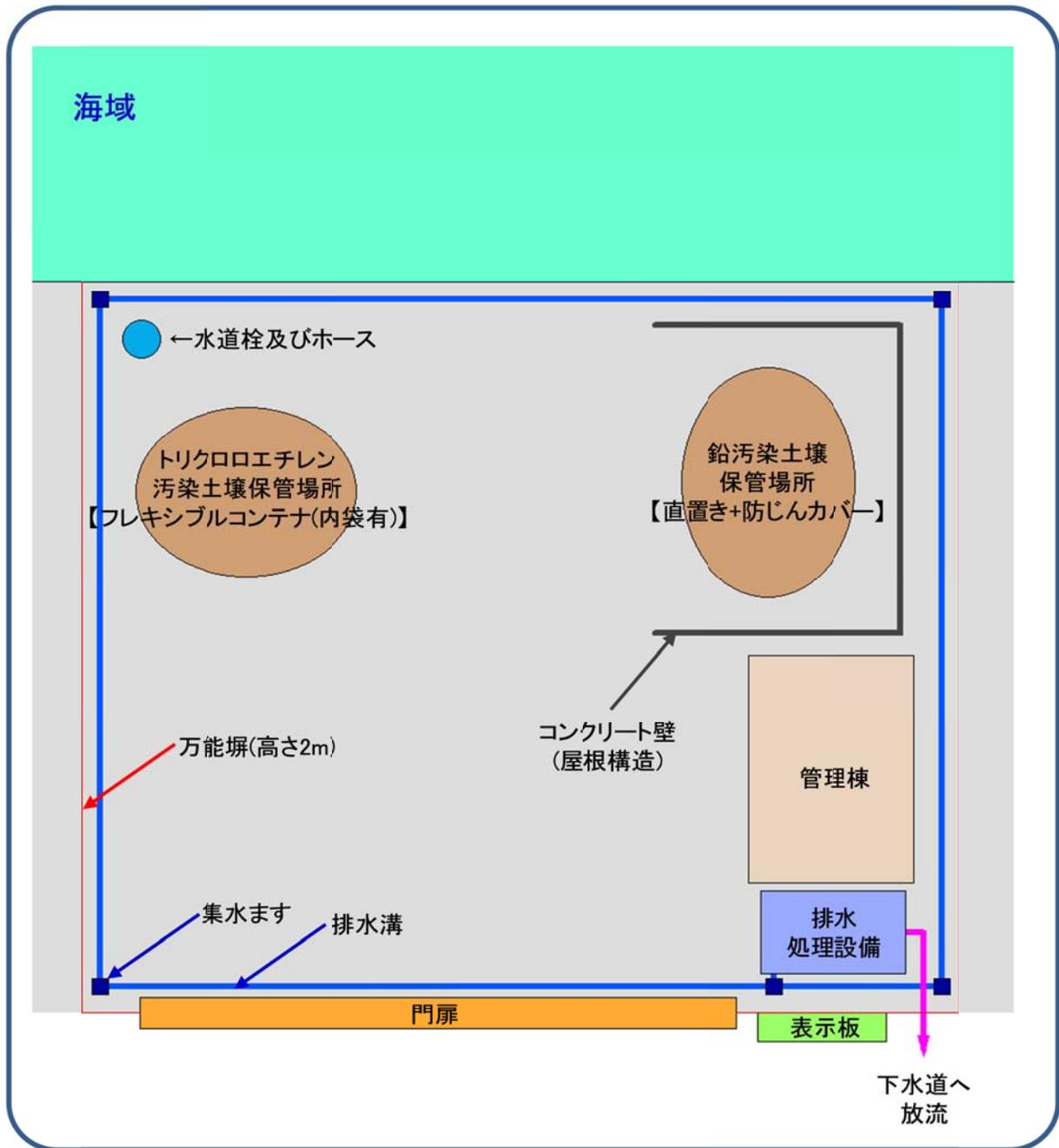


図 2.1.2-3 保管施設の配置図の例

(6) 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 6 号）

汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付する。

なお、搬出届出者と汚染土壌処理業者が直接契約をせず、他の業者と汚染土壌処理業者とが契約を行い汚染土壌を処理する場合には、汚染土壌が適正に処理されることを確認するため、搬出届出者と他の業者の間で交わされた委任状などを添付することが望ましい。

(7) 汚染土壌処理施設の許可証の写し（規則第 61 条第 2 項第 7 号）

(6)の処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合には、各々添付する。

また、再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、再処理汚染土壌処理施設の許可証の写しも添付することが望ましい。

2.2 変更の届出（法第 16 条第 2 項）

法第 16 条第 2 項には、「法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」と規定されている。

「その届出に係る行為」とは、同条第 1 項の届出に係る要措置区域等外への汚染土壌の搬出をい、同条第 2 項の届出をしようとする時点で、当該搬出まで 14 日間を確保できない場合には、同項の届出をする際に、同条第 1 項第 6 号に定める搬出の着手予定日についても変更する必要があることに留意されたい。

この変更の届出を怠った場合や、虚偽の届出を行った場合には、3 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられることとなる（法第 66 条第 1 号）。

さらに、都道府県知事は、届出を受けた日から 14 日以内に限り、下記に示す事項について命令することができる（法第 16 条第 4 項）。

この命令に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることとなる（法第 65 条第 1 号）。

- ① 運搬の方法が運搬に関する基準に違反している場合、当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること（法第 16 条第 4 項第 1 号）
- ② 法第 18 条第 1 項の規定に違反して搬出する汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しない場合、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること（法第 16 条第 4 項第 2 号）

2.2.1 搬出変更届出書（規則第 63 条第 1 項）

搬出変更届出書に変更事項を記載し、その届出に係る行為に着手する 14 日前までに、都道府県知事に届け出る必要がある（法第 16 条第 2 項）。

図 2.2.1-1 に搬出変更届出書の記載例として、2.1.1(1)に示した前提条件のうち、下線で示した変更点を記載したものを示す。

(1) 前提条件

要措置区域：〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇

届出者：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル 23F

環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎

搬出土量：トリクロロエチレン=1,000 m³、鉛=500 m³ (TOTAL 1,500 m³) (複合汚染無し)

汚染濃度：表 2.2.1-1 を参照

運搬経路：表 2.2.1-2 を参照 (積替施設から保管施設への変更)

搬出計画：30 m³/日×50 日=1,500 m³ (搬出工期：50 日×1.5=75 日)

05 月 10 日 搬出着手日

07 月 24 日 搬出完了日

08 月 23 日 運搬完了日 (搬出完了日から 30 日以内：規則第 65 条第 12 号)

10 月 22 日 処理完了日 (運搬完了日から 60 日以内：処理業省令第 5 条第 9 号)

表 2.2.1-1 搬出汚染土壌の汚染濃度

特定有害物質		トリクロロエチレン	鉛
汚染濃度	溶出量 (mg/L)	0.031~0.4	0.011~0.03
	含有量 (mg/kg)	—	160
搬出土量 (m ³)		1,000	500
備考		第二溶出量基準不適合	土壌溶出量基準不適合 土壌含有量基準不適合

表 2.2.1-2 運搬経路

特定有害物質	トリクロロエチレン	鉛
運搬	(株)土壌運搬(自動車)	(株)土壌運搬(自動車)
積替・保管	東京埠頭(株)(保管)	なし
運搬	日本海運(株)(船舶)	なし
積替・保管	青森埠頭倉庫(株)(保管)	なし
運搬	東北運送(株)(自動車)	なし
汚染土壌 処理施設	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))	土壌洗浄(株) 川崎事業所 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))

(2) 搬出変更届出書の記載例

汚染土壌の区域外搬出変更届出書	
平成 23 年 04 月 15 日	
東京都知事	殿
〇〇 〇〇	
届出者	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23F 環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎
	印
<p>土壌汚染対策法第 16 条第 1 項の規定による届出に係る事項について、その変更をするので同条第 2 項により、次のとおり届け出ます。</p>	
変更しようとする事項	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 汚染土壌の搬出完了予定日 ▪ 汚染土壌の運搬完了予定日 ▪ 汚染土壌の処理完了予定日 ▪ 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
変更の内容	<p>変更前</p> <p>汚染土壌の搬出完了予定日：平成 22 年 06 月 24 日 汚染土壌の運搬完了予定日：平成 22 年 07 月 24 日 汚染土壌の処理完了予定日：平成 22 年 09 月 22 日 積替施設の所在地等：東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 Tel：03-0000-0000</p>
	<p>変更後</p> <p>汚染土壌の搬出完了予定日：平成 22 年 07 月 24 日 汚染土壌の運搬完了予定日：平成 22 年 08 月 23 日 汚染土壌の処理完了予定日：平成 22 年 10 月 22 日 保管施設の所在地等：東京埠頭㈱ 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 Tel：03-0000-0000</p>
変更の理由	<p>区域において支障物等が発生し、掘削に要する日数が増加することになったため、搬出に要する日数も増加する。これにより、汚染土壌の搬出・運搬・処理完了予定日に変更となる。また、トリクロロエチレン汚染土壌の運搬における船舶への積替作業前に、保管が必要となったため、積替施設から保管施設への変更となる。</p>
内容に変更がないため、添付を省略する書類又は図面	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 要措置区域等の図面（規則第 61 条第 1 号） ▪ 当該汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類（規則第 61 条第 3 号） ▪ 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第 61 条第 5 号） ▪ 当該汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係わる許可証の写し（規則第 61 条第 6 号）
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。</p>	

図 2.2.1-1 搬出変更届出書の記載例

2.2.2 汚染土壌の区域外搬出変更届出書の添付書類（規則第 63 条第 2 項）

汚染土壌の区域外搬出変更届出書への添付書類は、次の①から⑥までに示した書類及び図面である。

なお、当該書類又は図面の内容に変更がない場合には、添付を省略することができる。

- ① 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面（規則第 61 条第 2 項第 1 号）
- ② 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかになった場合にあっては、土壌の採取を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項（規則第 61 条第 2 項第 2 号）
- ③ 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し（規則第 61 条第 2 項第 3 号）
- ④ 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類（規則第 61 条第 2 項第 4 号）
- ⑤ 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類（規則第 61 条第 2 項第 5 号）
- ⑥ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第 61 条第 2 項第 6 号）
- ⑦ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し（規則第 61 条第 2 項第 7 号）

2.2.1(2)の搬出変更届出書の記載例のうち、内容に変更があり、添付をしなければならない書類又は図面は下記のとおりである。

- ・ 積替場所から保管場所への変更のため、「使用予定の管理票の写し」
- ・ 積替場所から保管場所への変更のため、「保管の用に供する施設の構造を記した書類」

2.3 非常災害による搬出の場合の届出（法第16条第3項）

法第16条第3項には、「非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。」と規定されている。

この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものであり、搬出された汚染土壌が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものと考えられる（施行通知記の第5の1(4)）。

2.3.1 非常災害時搬出届出書（規則第64条第1項）

非常災害時搬出届出書に必要事項を記載し、汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に都道府県知事に届け出る必要がある。

届出事項は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者に対し、法第19条第1号（運搬基準違反）又は第2号（汚染土壌処理業者への処理の委託義務違反）の措置命令を发出すべきか否かを事後的に検討するために必要な情報である。

具体的には、汚染土壌の搬出の事前届出に係る届出事項を中心に、汚染土壌の搬出先（規則第64条第1項第5号）、汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日（同項第8号）等を記載する。

これは届出があった時点において当該搬出は既に終了しているが、非常災害を避けるために一時的に汚染土壌が卸されている場所がある場合に、その場所において運搬に関する基準に照らし汚染を拡散させていないか等を確認する必要があるための届出事項である。同様の観点から、添付書類については、「汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真」（同条第2項第1号）等を添付する必要がある（施行通知記の第5の1(4)）。

図2.3.1-1に記載の例として、下記に示す要措置区域から発生した汚染土壌を非常災害時に搬出する際のものを示す。

(1) 前提条件

要措置区域：〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇

届出者：東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル 23F

環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎

搬出土量：150 m³

汚染濃度：表 2.3.1-1 を参照

運搬経路：表 2.3.1-2 を参照

搬出先：〒150-0000 東京都渋谷区〇-〇-〇 △▲工業(株) 渋谷事業所 倉庫内

搬出計画：50 m³/日×3日=150 m³

05月31日 搬出着手日

06月02日 搬出完了日

06月12日 再搬出着手予定日

07月11日 運搬完了日（搬出完了日から30日以内：規則第65条第12号）

09月08日 処理完了日（運搬完了日から60日以内：処理業省令第5条第9号）

表 2.3.1-1 搬出汚染土壌の汚染濃度

特定有害物質		トリクロロエチレン
汚染濃度	溶出量(mg/L)	0.4
	含有量(mg/kg)	—
搬出土量(m ³)		150
備考		第二溶出量基準不適合

表 2.3.1-2 運搬経路

特定有害物質	トリクロロエチレン
運搬	(株)土壌運搬(自動車)
保管	△▲工業(株) 渋谷事業所 倉庫内
運搬	(株)土壌運輸(自動車)
積替・保管	東京埠頭(株)(積替)
運搬	日本海運(株)(船舶)
積替・保管	青森埠頭倉庫(株)(保管)
運搬	東北運送(株)(自動車)
汚染土壌処理施設	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))

(2) 非常災害時搬出届出書の記載例

非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

平成 23 年 06 月 11 日

東京都知事
〇〇 〇〇 殿

届出者 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23F
環境建設株式会社 代表取締役社長 建設太郎 印

土壌汚染対策法第 16 条第 3 項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	トリクロロエチレン（土壌溶出量基準及び第二溶出量基準不適合 0.4 mg/L）
汚染土壌の体積	150 m ³
汚染土壌の搬出先	〒150-0000 東京都渋谷区〇-〇-〇 △▲工業(株) 渋谷事業所 倉庫内 TEL：03-0000-0000
汚染土壌の搬出の着手日	平成 22 年 05 月 31 日
汚染土壌の搬出完了日	平成 22 年 06 月 02 日
搬出先から再度搬出を行う場合にあつては、当該搬出の搬出着手予定日	平成 22 年 06 月 12 日
汚染土壌の運搬の方法	要措置区域からの搬出：陸運（自動車） 処理のための搬出：陸運（自動車）→海運（船舶）→陸運（自動車） 詳細は添付書類「運搬報告書」P△の運搬フロー図を参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	(株)土壌運搬
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	浄化リサイクル(株) 鶴岡工場
汚染土壌を処理する施設の所在地	〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 0000-00
汚染土壌の運搬完了予定日	平成 22 年 07 月 11 日
汚染土壌の処理完了予定日	平成 22 年 09 月 08 日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	(株)土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3F TEL：03-0000-0000 日本海運(株) 〒107-0000 東京都港区赤坂〇-〇-〇 TEL：03-0000-0000 東北運送(株) 〒990-0000 山形県山形市×〇町 0000-0 TEL：023-000-0000 ※詳細は添付書類「運搬報告書」P□を参照
積替えを行う場所の所在地並びにこの所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	東京埠頭(株) 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL：03-0000-0000 積替施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。
保管施設の所在地並びにこの所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	青森埠頭倉庫(株) 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 TEL：017-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬計画書」P△を参照。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

図 2.3.1-1 非常災害時搬出届出書の記載例

(3) 記載内容の説明

非常災害時搬出届出書に記載すべき記載内容及び注意事項について下記に示す。

1) 届出者（規則第 64 条第 1 号）

搬出した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載する。

2) 要措置区域等の所在地（規則第 64 条第 2 号）

要措置区域等の所在地を記載する。

3) 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（規則第 64 条第 3 号）

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度を記載する。

4) 汚染土壌の体積（規則第 64 条第 4 号）

搬出汚染土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出汚染土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出汚染土壌の体積を記載する。

なお、複合汚染土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン及び鉛）：150 m³」と記載する。

5) 汚染土壌の搬出先（規則第 64 条第 5 号）

非常災害のための応急措置として搬出した搬出先（非常災害時搬出場所）の氏名又は名称及び住所並びに連絡先を記載する。

6) 汚染土壌の搬出の着手日（規則第 64 条第 6 号）

要措置区域等から汚染土壌の搬出に着手した日を記載する。非常災害時搬出届出書は搬出した日から 14 日以内に都道府県知事に届け出ることになっていることに注意が必要である。

7) 汚染土壌の搬出完了日（規則第 64 条第 7 号）

要措置区域等から汚染土壌の搬出を完了した日、又は完了予定日を記載する。

8) 搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の搬出着手予定日（規則第 64 条第 8 号）

非常災害時搬出場所から、汚染土壌の処理を行うために再度搬出を行う場合は、当該搬出の着手予定日を記載する。

9) 汚染土壌の運搬の方法（規則第 64 条第 9 号）

非常災害時搬出届出書には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要（例えば、陸運（自動車）、海運（船舶）など）を記載する。なお、非常災害時搬出場所から再度搬出を行う場合には、要措置区域等から非常災害時搬出場所と、非常災害時搬出場所から汚染土壌処理施設への運搬を分けて記載する。

汚染土壌の運搬の方法の詳細については、以下に示すア．及びイ．の項目に記載した運搬計画書を作成し、添付する。

ア. 運搬フロー図

要措置区域等から汚染土壌処理施設までの搬出汚染土壌の流れをフロー図で示す。再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、そこまでのフローを記載する。また、運搬受託者のみならず、運搬請負者についても記載する。運搬フロー図の記載例を図 2.3.1-2 に示す。

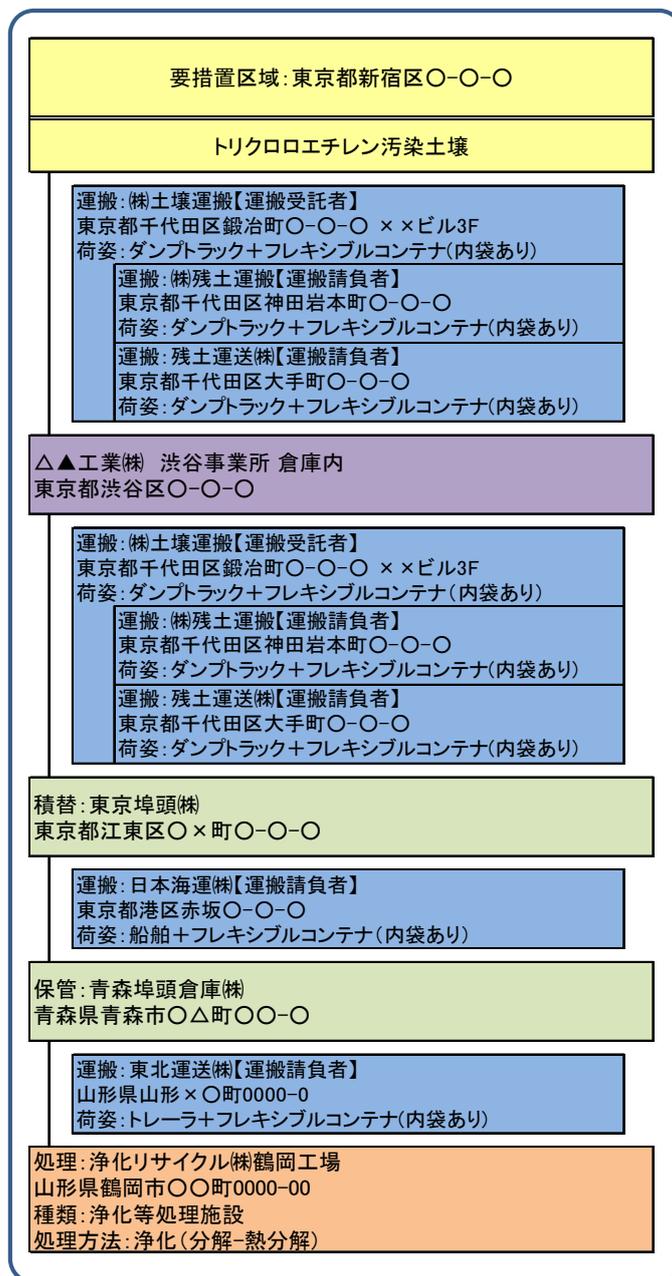


図 2.3.1-2 運搬フロー図の記載例

イ. 積替施設の図面及び写真

積替施設の構造図及び写真を添付する。なお、複数の積替施設を経由した場合には各々添付する。

10) 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称（規則第 64 条第 10 号）

運搬受託者及び運搬請負者の氏名又は名称を記載する。

11) 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称（規則第 64 条第 10 号）

汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称を記載する。

12) 汚染土壌を処理する施設の所在地

汚染土壌を処理する施設の所在地を記載する。複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には各々記載する。

13) 汚染土壌の運搬完了予定日（規則第 64 条第 11 号）

汚染土壌の運搬が完了する予定日を記載する。規則第 65 条第 12 号には「汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から 30 日以内に終了すること。」と規定されている。よって、7) で記載した搬出完了予定日から 30 日以内の日付でなければならない。

14) 汚染土壌の処理完了予定日（規則第 64 条第 11 号）

汚染土壌処理施設において汚染土壌の処理が完了する予定日を記載する。処理業省令第 5 条第 9 号には、「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から 60 日以内終了すること。」と規定されている。よって、13) で記載した運搬完了予定日から 60 日以内の日付でなければならない。

15) 自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先（規則第 64 条第 12 号）

自動車等で搬出された汚染土壌の運搬を行う自動車等の使用者（運搬受託者及び運搬請負者）の氏名又は名称、住所、電話番号を記載する。ここでは、概略を記載すれば良いが、別添として、搬出汚染土壌を運搬した自動車等を一覧表にし、その使用者の氏名、連絡先を記載する。

16) 積替施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 64 条第 13 号）

運搬の際に積替えを行う場合には、積替施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

なお、搬出に当たって搬出に係る要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において、その運搬を容易にするために、汚染土壌の含水率を調整する場合（図 1.5.3-1 参照）は、この行為を積替えのための一時保管とみなされており、この行為を行う場所を積替場所として記載する必要がある（施行通知記の第 5 の 1(2)①）。

17) 保管施設の所在地・所有者名又は名称・連絡先（規則第 64 条第 14 号）

積替えのための保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先を記載する。

2.3.2 非常災害時搬出届出書の添付書類（規則第64条第2項）

非常災害時搬出届出書に添付すべき書類及び図面並びにこれらに係る注意事項について下記に示す。

(1) 搬出先の場所の状況を示す図面及び写真（規則第64条第2項第1号）

非常災害時搬出場所の状況を示す図面及び写真を添付する。また、非常災害時搬出場所からの汚染拡散なども考えられることから、周辺の土地利用状況、公共用水域との位置関係などが把握できる資料であることが望ましい。

(2) 使用予定の管理票の写し（規則第64条第2項第2号）

非常災害時搬出場所から汚染土壌処理施設へ運搬する際に使用予定の管理票の写しを添付する。2.2.1(3)に示したのと同様に、下記に示す必要事項が記載されたものの写しを添付する。

- ① 管理票交付者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 運搬受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 処理受託者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ④ 法人にあつては、管理票の交付担当者の氏名
- ⑤ 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- ⑥ 汚染土壌の荷姿
- ⑦ 要措置区域等の所在地
- ⑧ 積替え又は保管場所
- ⑨ 汚染土壌処理施設の名称及び所在地

(3) 自動車等の構造を記した書類（規則第64条第2項第3号）

汚染土壌の運搬に使用する自動車等の種類ごとに構造を記した書類や写真を2.3.1(3)9ア.に示した段階ごとに添付する。

ここで自動車等の構造については、運搬の過程において汚染土壌の飛散等を防止できる構造であることが確認できるものであれば良い。

ただし、3.3に記載しているように、運搬容器等により飛散等について対応する場合も考えられるが、水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質を含む汚染土壌などの場合には、自動車等に直接汚染土壌を積載することが考えられることから、例えば自動車の場合、自動車の荷台から汚染土壌が流出しない構造であることなどが確認できればよい。

例えば自動車の場合、車検証に記載されている「車体の形状（ダンプ、コンテナ専用車など）」、「自動車登録番号又は車両番号」を記載するとともに、飛散を防止する構造（防じんカバーの使用及びその材質など）について、使用する自動車について一覧表にして添付することで対応すれば良い。

また、運搬容器（内袋付きフレキシブルコンテナ、ドラム缶など）で対応する場合においては、各段階において、その仕様（内袋の有無、素材、容量等）を記載するとともに、必要に応じて図面等を添付すればよい。

運搬容器等の基準については、3.3を参照のこと。

(4) 保管施設の構造を記した書類（規則第64条第2項第4号）

保管施設の配置図、構造図及び主要な設備の写真を添付する。また、汚染土壌の荷重が壁面等にかかる構造である場合には、荷重に対して構造耐力上十分に安全であることを示す構造計算書等を添付する。

(5) 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第64条第2項第5号）

汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書の写しを添付すればよい。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には、各々添付する。

(6) 汚染土壌処理施設の許可証の写し（規則第64条第2項第6号）

上記2.3.2(6)の処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合には、各々添付する。

また、再処理汚染土壌処理施設への搬出があり、その運搬や再処理汚染土壌処理施設が把握できている場合には、再処理汚染土壌処理施設の許可証の写しも添付することが望ましい。